

日本学術会議の新規会員任命に関する声明

2020年10月9日

日本学術会議の第25期新規会員任命に関して、政府は本日現在、日本学術会議法第17条の規定に基づいて同会議が推薦した候補者105名のうち6名を任命していない。

日本学術会議法第7条では、「会員は第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされ、同法第17条では、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする」とされている。

日本学術会議は、法の趣旨に則り会員の候補者を選考し、政令で定めた手続きに沿って内閣総理大臣に推薦した。しかしながら、政府は、同会議が推薦した105名のうち6名を任命せず、その理由についても明確に説明していない。

現在の政府の対応は、日本学術会議の職務の独立を定めた日本学術会議法の趣旨に反するものであり、過去における政府の説明とも矛盾している。特段の理由なく、その時々政府の恣意的な判断により推薦候補の任命を拒否することは、到底容認できるものではなく、学問の自由を保障した憲法第23条にも反するものである。

政府は、日本学術会議が推薦した候補者6名を任命していない理由を説明すべきである。また、任命されていない6名を速やかに任命すべきである。

社会経済史学会 代表理事
馬場 哲